「新・生涯年金」のご検討にあたっては、必ず、変額保険販売資格をもった三菱東京UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）にご相談ください。

●「新・生涯年金」の販売資格について
「新・生涯年金」は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に登録された者のみ行うことができます。三菱東京UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命の募集人登録等関係カスタマーサービスセンター（TEL 03-6757-0310　9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く））までご連絡ください。

● 保険販売資格をもつ募集人について
三菱東京UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者（保険媒介者）で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

募集代理店（三菱東京UFJ銀行）からのご説明事項

●「新・生涯年金」に契約いただくか否かが、三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。

●「新・生涯年金」は、アクサ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証＊はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
＊ただし、年金支払開始日以後における既払年金累計金額と被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計金額、および、積立期間（運用期間）中における死亡給付金額は、アクサ生命により最低保証されます。

● 三菱東京UFJ銀行は、「新・生涯年金」の引受保険会社であるアクサ生命の支払能力を保証するものではありません。

● 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱東京UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

郵送によるサービス

●ご契約現況のお知らせ
契約ごとに毎年4回、契約内容（積立金額、ユニットプライス、死亡給付金額等）についてお知らせします。

●運用実績レポート
毎年4回、特別勘定の運用経過、資産の内訳等についてお知らせします。

●変額個人年金保険（13）終身型（特別勘定）決算のお知らせ
事業年度決算後、特別勘定の運用実績や運用収支状況等について、お知らせします。

電話によるサービス

アクサ生命カスタマーサービスセンター
TEL 0120-933-399
月～金：9:00～19:00　土：9:00～17:00　（日・祝日および12/31～1/3を除く）

●契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会
●契約内容の変更や給付金請求等の各種お手続き
●各種お問い合わせ

インターネットによるサービス

アクサ生命ホームページ
http://www.axa.co.jp/
＊「ご契約者（年金受取人）さま専用インターネットサービス」の利用には事前の登録が必要です。

●会社案内、商品案内
●ユニットプライス推移、特別勘定の運用実績
●「ご契約者（年金受取人）さま専用インターネットサービス＊」による契約内容の照会
（積立金額、ユニットプライス、死亡給付金額等）

（お問い合わせ、ご照会は）
募集代理店

株式会社 三菱東京UFJ銀行

三菱東京UFJ銀行コールセンター［保険］
0120-860-777
月～金曜日9:00～17:00（祝日・12/31～1/3等を除く）
http://www.bk.mufg.jp

（契約後のご照会は）
引受保険会社

アクサ生命保険株式会社
redefining／standards

〒108-8020　東京都港区白金 1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）
→ アクサ生命ホームページ　http://www.axa.co.jp/

平成27年4月現在（05453）

Form No.0R3500(5.0) AXA-A1-1501-2494/9F7 2015.04.01

平成27年4月版

アクサ生命の投資型年金保険

新・生涯年金

変額個人年金保険（13）終身型

契約締結前交付書面
（契約概要／注意喚起情報）
兼
商品パンフレット

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレットは、契約のお申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- 「契約概要」「注意喚起情報」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に、特別勘定資産の運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。
- 「注意喚起情報」の「次のいずれかの場合、死亡給付金等のお支払いはいたしません。」等、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約等を前提とした新たな保険契約のお申し込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

「新・生涯年金」は、アクサ生命を引受保険会社とする生命保険です。
このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

（募集代理店）
三菱東京UFJ銀行

（引受保険会社）
アクサ生命
redefining／standards

「新・生涯年金」の引受保険会社はアクサ生命保険株式会社です。株式会社三菱東京UFJ銀行は、アクサ生命保険株式会社の募集代理店です。

アクサ生命の投資型年金保険

新・生涯年金

変額個人年金保険（13）終身型

この商品のリスクについて

「新・生涯年金」（変額個人年金保険（13）終身型）では、特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じ、株式や債券等に投資されます。したがって、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も減少します。外国株式等の外貨建て資産を投資対象としているものについては、為替変動の影響も受けます。そのため、運用実績によっては、契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、契約者が損失を被ることがあります。なお、特別勘定終身年金としてお受け取りいただく年金額には最低保証がありますが、「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には、最低保証はありません。

諸費用について

「新・生涯年金」では、「契約初期費」、「保険関係費」、「運用関係費」の合計額をご負担いただきます。
一般勘定で運用する年金をご選択の場合、ほかに「年金管理費」をご負担いただきます。

【契約時】

- 契約初期費:一時払保険料に対して5.0%

【積立期間(運用期間)中および年金支払期間中】

- 保険関係費:特別勘定の積立金額に対して年率2.95%
- 運用関係費:投資信託の純資産総額に対して年率0.1728%程度（税抜:0.16%程度）＊1

＊1 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬のほか、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の運用対象の変更・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】（一般勘定で運用する年金に変更された場合）

- 年金管理費:年金額に対して1.0%＊2

＊2 年金管理費は、将来変更される可能性があります。

「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」において使用している用語について

※一部「ご契約のしおり・約款」等と異なる表記を使用していますのでご注意ください。

- 「受取総額保証金額」は、変額個人年金保険（13）終身型主約款に定める基準保証金額を意味します。
- 「ロールアップ保証金額」は、変額個人年金保険（13）終身型主約款に定める最低保証死亡給付金額の基準となるロールアップ保証金額、および基準保証金額（受取総額保証金額）の基準となる基本保険金額の年1.5%（単利）逓増金額を意味します。
- 「ラチェット保証金額」は、最低保証死亡給付金額および年金支払開始日における基準保証金額（受取総額保証金額）の基準となる金額で、積立期間（運用期間）中の積立金額の増加に応じて、最低保証死亡給付金額、および基準保証金額（受取総額保証金額）を年1回増加させる機能により確定した金額を意味します。
- 「特別勘定終身年金」は、変額個人年金保険（13）終身型主約款に定める保証金額付特別勘定年金を意味します。

いくつになっても定期的にお金を受け取れるお財布があったら、お客さまは、どんなことにお使いになりますか?

●受け取る年金額が年間50万円であった場合●

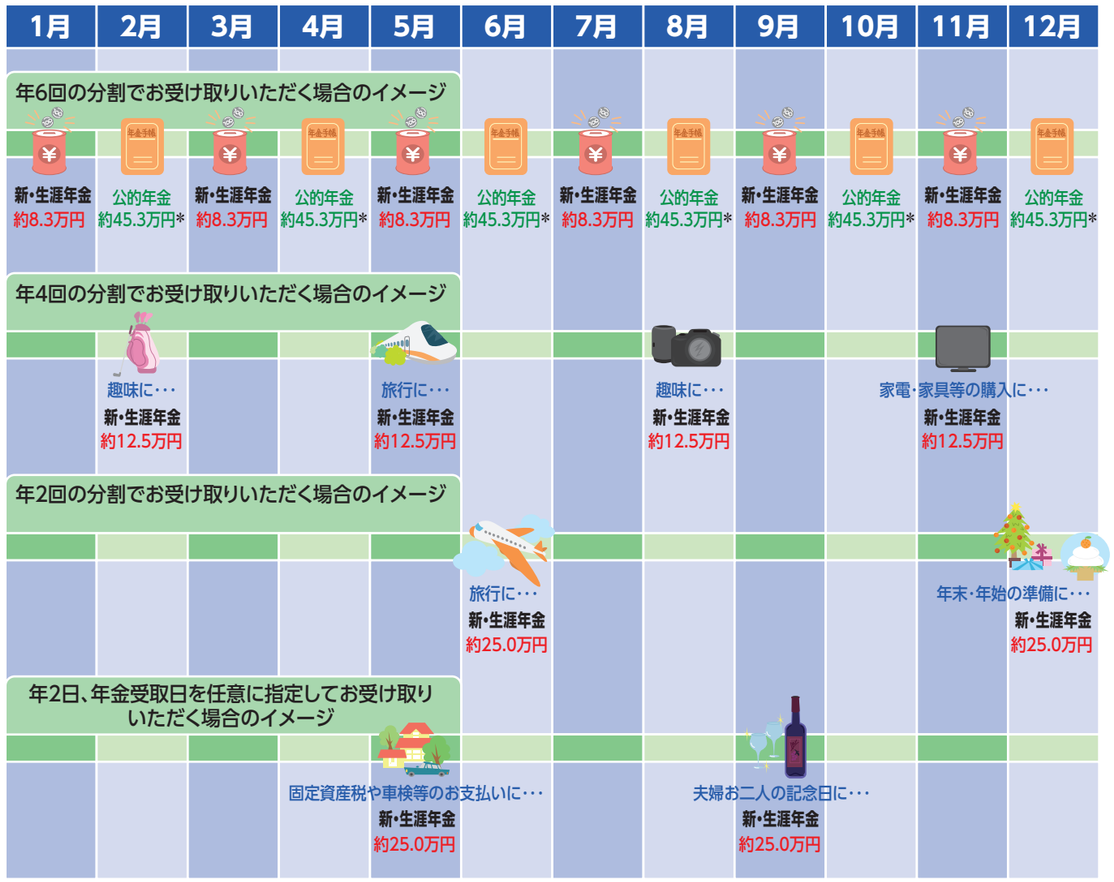

＊夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額（2ヵ月分、千円未満切り捨て）。
厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

●年金支払開始日は積立期間（運用期間）満了日の翌日で、2回目以後の年金支払日は毎年の契約応当日となります。
●年金の支払方法は、年1回のお受け取り以外に、年2・4・6回のいずれかによる分割支払や、年金支払日を年2日まで任意にご指定いただくことも可能です。
●年金支払日（または必要書類がアクサ生命に到着した日のいずれか遅い日）の翌日から起算して5営業日以内に年金をお受け取りいただけます。

⚠ 特別勘定終身年金を分割してお受け取りになる場合、または、年金受取日を任意の日に指定する場合は、お受け取りになる1回あたりの金額が1.5万円未満となるお取り扱いはできません。

※出所 厚生労働省報道発表資料（2014年1月31日発表）をもとにアクサ生命が作成

⚠ 上記のイメージ図で使用している支出項目および金額は、あくまでも年金のご活用例の一部をご案内しているものです。実際には、お客さまご自身の判断でおえらびください。

●本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。●受取総額保証および被保険者死亡時の保証はアクサ生命が行います。

① 受け取る時期をえらんで一生涯、年金を受け取れます

●積立期間（運用期間）を最短1年から40年の年単位で設定することができます。

⚠ 契約後、積立期間（運用期間）の変更（年金支払開始日の変更）をすることはできません。

⚠ 被保険者の契約年齢によっては、ご選択いただける積立期間（運用期間）に制限があります。

② 2つの機能でふやして受け取れます

くわしくはP7

●「ロールアップ保証機能」と「ラチェット保証機能」の2つの機能により、将来受け取る年金額を、着実にふやしてお受け取りいただけます。

⚠「ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です（被保険者の契約年齢が71歳から75歳までの場合は、最長で被保険者が80歳となるまでの期間、76歳以上の場合は1年間となります）。

【ご参考①】 積立期間（運用期間）と「ロールアップ保証機能」の関係

●この商品では、被保険者の契約年齢によって、ご選択いただける積立期間（運用期間）や「ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加する期間が異なります。くわしくは、下表をご参照ください。

契約年齢	契約時にご選択いただける積立期間（運用期間）の範囲〈年単位〉	「ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加する期間
50歳～70歳	1年～40年 ※最長90歳まで	最長10年
71歳	1年～9年 ※最長80歳まで	最長9年
72歳	1年～8年 ※最長80歳まで	最長8年
73歳	1年～7年 ※最長80歳まで	最長7年
74歳	1年～6年 ※最長80歳まで	最長6年
75歳	1年～5年 ※最長80歳まで	最長5年
76歳～80歳	1年	1年

※契約後、積立期間（運用期間）の変更（年金支払開始日の変更）をすることはできません。

●イメージ図●（積立期間（運用期間）10年の場合） ※年金支払開始日において、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合。

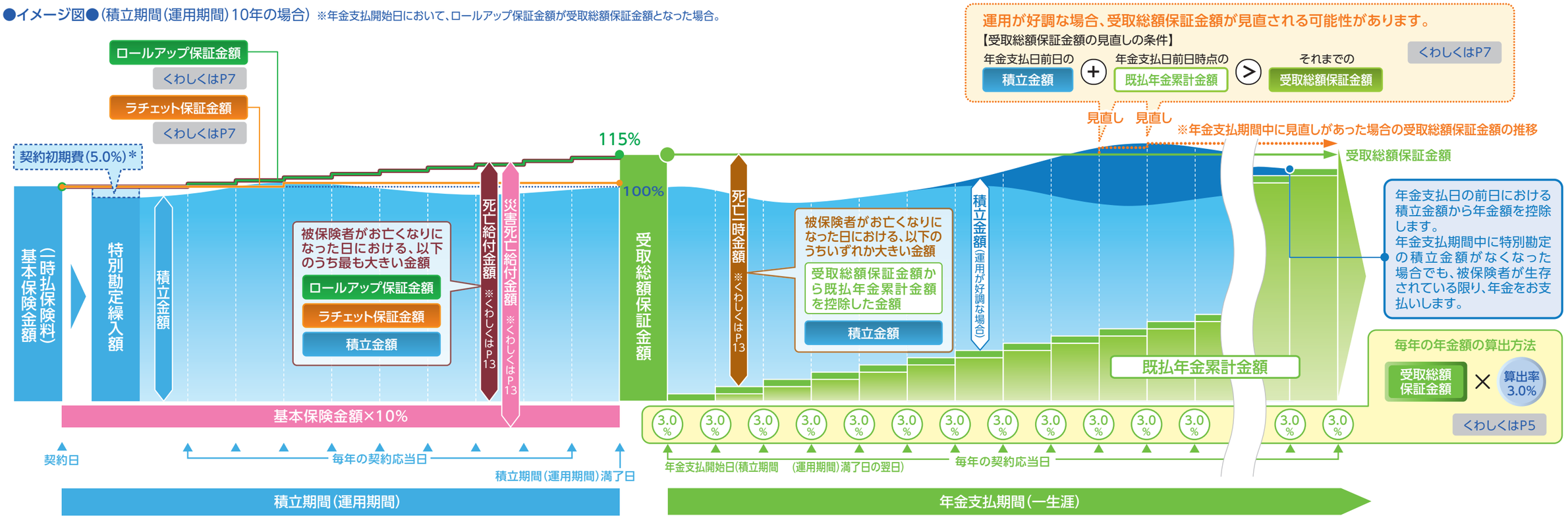

受取総額保証金額とは?

▶年金額の算出の基準となる金額です。

▶年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」との合計金額の最低保証金額のことをいいます。

▶年金支払開始日における受取総額保証金額は、右記の3種類の金額のうち最も大きい金額となります。

年金支払開始日における ロールアップ保証金額

年金支払開始日の前日における ラチェット保証金額

年金支払開始日の前日における 積立金額

⚠ 受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。積立期間（運用期間）中に契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

⚠ 既払年金累計金額が基本保険金額（一時払保険料）および年金支払開始日における受取総額保証金額を上回るまでに長期間かかる場合があります。

⚠ ご負担いただく費用についてご確認ください。

「新・生涯年金」にかかわる費用の合計額は「契約初期費」、「保険関係費」、「運用関係費」の合計額となります。一般勘定で運用する年金をご選択の場合、ほかに「年金管理費」がかかります。諸費用についての詳細は、P18、19をご参照ください。

＊アクサ生命が契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目（アクサ生命の休業日にあたる場合には、翌営業日）のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日に、一時払保険料から契約初期費（5.0%）を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。死亡保障についての詳細は、P13をご参照ください。

受け取る年金をご自身でつかう･･･

●受取総額保証金額に3%を乗じた金額を、一生涯の年金としてお受け取りいただけます。

年金額 ＝ 受取総額保証金額 × 算出率 3.0%

※年金支払日の前日における積立金額から年金額を控除します。年金支払期間中に特別勘定の積立金額がなくなった場合でも、被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。

例)各積立期間(運用期間)経過後のロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の年金額

一時払保険料:1,000万円の例

積立期間(運用期間)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
受取総額保証金額	1,015.0万円	1,030.0万円	1,045.0万円	1,060.0万円	1,075.0万円	1,090.0万円	1,105.0万円	1,120.0万円	1,135.0万円	1,150.0万円
年金額(最低保証額)	30.4万円	30.9万円	31.3万円	31.8万円	32.2万円	32.7万円	33.1万円	33.6万円	34.0万円	34.5万円

※上記年金額は最低保証額を表示しています。運用が好調な場合には年金額は増加することがあります。
※上記の表については、運用実績を考慮に入れず、各積立期間(運用期間)経過後のロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の年金額を、千円未満を切り捨てて表示しています。
※くわしくはP8をご覧ください。

⚠ ロールアップ保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です(被保険者の契約年齢が71歳から75歳までの場合は、最長で被保険者が80歳となるまでの期間、76歳以上の場合は1年間となります)。

【ご参考②】 既払年金累計金額が、基本保険金額(一時払保険料)と年金支払開始日における受取総額保証金額を上回るまでにかかる最長期間

積立期間(運用期間)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
基本保険金額(一時払保険料)を上回るまでにかかる最長期間	最長34年	最長35年	最長35年	最長36年	最長37年	最長37年	最長38年	最長38年	最長39年	最長39年
受取総額保証金額を上回るまでにかかる最長期間	最長35年	最長36年	最長37年	最長38年	最長39年	最長40年	最長41年	最長42年	最長43年	最長44年

※上記の期間は、契約日からの期間を表示しています。また、1年未満は切り上げて表示しています。
※上記の表はあくまでも、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の期間を表示しているものであり、運用が好調でラチェット保証金額または積立金額が受取総額保証金額となった場合、または、年金支払期間中に年金額が見直された場合には、上記の期間は短縮されます。

⚠ 既払年金累計金額が基本保険金額(一時払保険料)もしくは受取総額保証金額を上回るまでには長期の期間を要しますので、長期の運用、長期のお受け取りを前提に本商品をご検討ください。

受け取りきれなかった分を大切な家族にのこす･･･

●年金支払期間中に年金受取人がお亡くなりになった際には、契約形態に応じて後継年金受取人が次のようにお受け取りいただけます。
①年金受取人と被保険者が同一人の場合
→後継年金受取人が死亡一時金をお受け取りいただけます(特別勘定終身年金の継続受取はできません)。
②年金受取人と被保険者が別人の場合
→後継年金受取人が引き続き特別勘定終身年金をお受け取りいただけます。

●後継年金受取人は、年金受取人以外の被保険者、または被保険者の親族(配偶者、または6親等以内の血族および3親等以内の姻族)の範囲内で、1名のみご指定いただけます。

※後継年金受取人は、年金支払開始日前は契約者のお申し出により、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により指定することができます。
※後継年金受取人を指定する場合は、被保険者の同意が必要です。
※年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、すでに死亡しているときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人になるものとします。
※積立期間(運用期間)中に被保険者がお亡くなりになった際には、死亡給付金受取人が死亡給付金(所定の不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合は災害死亡給付金)をお受け取りいただけます。

●イメージ図●(積立期間(運用期間)5年の場合)

※年金支払開始日において、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合。

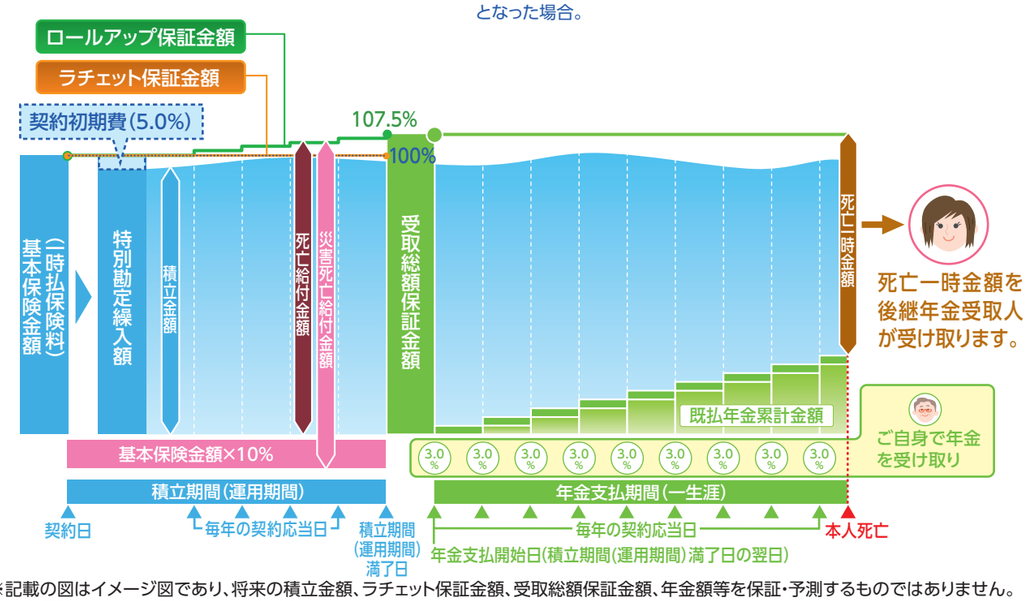

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。
死亡保障についての詳細は、P13をご参照ください。

◆年金額をふやすしくみ

ふやすしくみ1　積立期間(運用期間)中に年金額をふやすしくみ

将来受け取る年金額を確実にふやします　ロールアップ保証金額

●積立期間(運用期間)中の運用実績にかかわらず、年金額の算出の基準となる受取総額保証金額が毎年着実に増加します。

●積立期間(運用期間)中、毎年の契約応当日に、基本保険金額に対して、毎年1.5%(単利)で増加します(下記【表1】参照)。

●ロールアップ保証金額は、契約時においては基本保険金額(一時払保険料)と同額となります。

⚠ ロールアップ保証機能により受取総額保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です(被保険者の契約年齢が71歳から75歳までの場合は、最長で被保険者が80歳となるまでの期間、76歳以上の場合は1年間となります)。

●イメージ図●

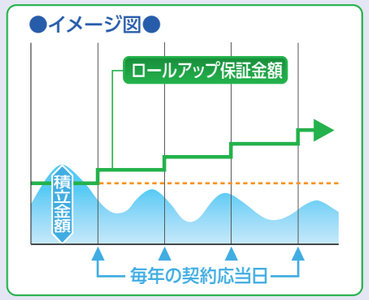

【表1:積立期間(運用期間)に応じた保証率】

積立期間(運用期間)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
保証率(対基本保険金額)	101.5%	103.0%	104.5%	106.0%	107.5%	109.0%	110.5%	112.0%	113.5%	115.0%

運用が好調ならば年金額がさらにふえるチャンスがあります　ラチェット保証金額

●積立期間(運用期間)中の特別勘定の運用が好調な場合、運用実績に応じて、年金額の算出の基準となる受取総額保証金額が増加する可能性があります。

●契約日以降、年1回、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額が新たなラチェット保証金額となります。

●その後、仮に運用が不調であったとしても、一度確定したラチェット保証金額が減少することはありません。

●ラチェット保証金額は、契約時においては基本保険金額(一時払保険料)と同額となります。

●イメージ図●

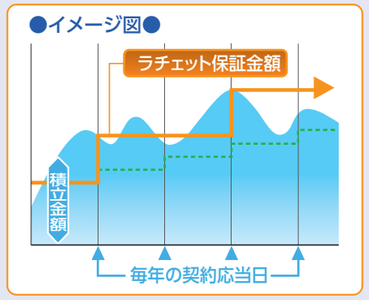

ふやすしくみ2　年金支払期間中に年金額をふやすしくみ

年金支払期間中も年金額がふえる可能性があります　特別勘定終身年金

●年金支払期間中も特別勘定による運用を行いながら、一生涯にわたり年金をお受け取りいただけます。

●年金支払開始日後の運用実績が好調で、毎年の年金支払日前日において「積立金額+既払年金累計金額」が、それまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として適用します。

●受取総額保証金額を見直した後の年金額は、「新たな受取総額保証金額×算出率(3.0%)」となります。

⚠ 年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降、特別勘定での運用は行わないため、その後の受取総額保証金額の見直しはありません。

【ご参考③】　基本保険金額(一時払保険料)からみた年金額の最低保証額早見表(課税前)

●下表は、運用実績を考慮に入れず、各積立期間(運用期間)経過後のロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の年金額(最低保証額)を、千円未満を切り捨てて表示しています。

基本保険金額(一時払保険料)	積立期間(運用期間)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
200万円	受取総額保証金額	203.0万円	206.0万円	209.0万円	212.0万円	215.0万円	218.0万円	221.0万円	224.0万円	227.0万円	230.0万円
	年金額(最低保証額)	6.0万円	6.1万円	6.2万円	6.3万円	6.4万円	6.5万円	6.6万円	6.7万円	6.8万円	6.9万円
300万円	受取総額保証金額	304.5万円	309.0万円	313.5万円	318.0万円	322.5万円	327.0万円	331.5万円	336.0万円	340.5万円	345.0万円
	年金額(最低保証額)	9.1万円	9.2万円	9.4万円	9.5万円	9.6万円	9.8万円	9.9万円	10.0万円	10.2万円	10.3万円
400万円	受取総額保証金額	406.0万円	412.0万円	418.0万円	424.0万円	430.0万円	436.0万円	442.0万円	448.0万円	454.0万円	460.0万円
	年金額(最低保証額)	12.1万円	12.3万円	12.5万円	12.7万円	12.9万円	13.0万円	13.2万円	13.4万円	13.6万円	13.8万円
500万円	受取総額保証金額	507.5万円	515.0万円	522.5万円	530.0万円	537.5万円	545.0万円	552.5万円	560.0万円	567.5万円	575.0万円
	年金額(最低保証額)	15.2万円	15.4万円	15.6万円	15.9万円	16.1万円	16.3万円	16.5万円	16.8万円	17.0万円	17.2万円
600万円	受取総額保証金額	609.0万円	618.0万円	627.0万円	636.0万円	645.0万円	654.0万円	663.0万円	672.0万円	681.0万円	690.0万円
	年金額(最低保証額)	18.2万円	18.5万円	18.8万円	19.0万円	19.3万円	19.6万円	19.8万円	20.1万円	20.4万円	20.7万円
700万円	受取総額保証金額	710.5万円	721.0万円	731.5万円	742.0万円	752.5万円	763.0万円	773.5万円	784.0万円	794.5万円	805.0万円
	年金額(最低保証額)	21.3万円	21.6万円	21.9万円	22.2万円	22.5万円	22.8万円	23.2万円	23.5万円	23.8万円	24.1万円
800万円	受取総額保証金額	812.0万円	824.0万円	836.0万円	848.0万円	860.0万円	872.0万円	884.0万円	896.0万円	908.0万円	920.0万円
	年金額(最低保証額)	24.3万円	24.7万円	25.0万円	25.4万円	25.8万円	26.1万円	26.5万円	26.8万円	27.2万円	27.6万円
900万円	受取総額保証金額	913.5万円	927.0万円	940.5万円	954.0万円	967.5万円	981.0万円	994.5万円	1,008.0万円	1,021.5万円	1,035.0万円
	年金額(最低保証額)	27.4万円	27.8万円	28.2万円	28.6万円	29.0万円	29.4万円	29.8万円	30.2万円	30.6万円	31.0万円
1,000万円	受取総額保証金額	1,015.0万円	1,030.0万円	1,045.0万円	1,060.0万円	1,075.0万円	1,090.0万円	1,105.0万円	1,120.0万円	1,135.0万円	1,150.0万円
	年金額(最低保証額)	30.4万円	30.9万円	31.3万円	31.8万円	32.2万円	32.7万円	33.1万円	33.6万円	34.0万円	34.5万円

※積立期間(運用期間)中の運用が好調な場合、記載の年金額は増加することがあります。

⚠ ロールアップ保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です(被保険者の契約年齢が71歳から75歳までの場合は、最長で被保険者が80歳となるまでの期間、76歳以上の場合は1年間となります)。

【ご参考④】　年金額からみた必要一時払保険料早見表(課税前)

●下表は、運用実績を考慮に入れず、各年金額から逆算し、その年金額を受け取るために必要な一時払保険料を万円未満を切り上げて表示しています。

年金額	積立期間(運用期間)									
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
約24万円	789万円	777万円	766万円	755万円	745万円	734万円	724万円	715万円	705万円	696万円
約36万円	1,183万円	1,166万円	1,149万円	1,133万円	1,117万円	1,101万円	1,086万円	1,072万円	1,058万円	1,044万円
約48万円	1,577万円	1,554万円	1,532万円	1,510万円	1,489万円	1,468万円	1,448万円	1,429万円	1,410万円	1,392万円
約60万円	1,971万円	1,942万円	1,914万円	1,887万円	1,861万円	1,835万円	1,810万円	1,786万円	1,763万円	1,740万円
約72万円	2,365万円	2,331万円	2,297万円	2,265万円	2,233万円	2,202万円	2,172万円	2,143万円	2,115万円	2,087万円
約84万円	2,759万円	2,719万円	2,680万円	2,642万円	2,605万円	2,569万円	2,534万円	2,500万円	2,467万円	2,435万円
約96万円	3,153万円	3,107万円	3,063万円	3,019万円	2,977万円	2,936万円	2,896万円	2,858万円	2,820万円	2,783万円

※積立期間(運用期間)中の運用が好調な場合、記載の年金額は増加することがあります。

⚠ ロールアップ保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です(被保険者の契約年齢が71歳から75歳までの場合は、最長で被保険者が80歳となるまでの期間、76歳以上の場合は1年間となります)。

◆特別勘定 [2014年12月現在]

⚠特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスク等があり、契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。
⚠特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクは契約者に帰属し、契約者が損失を被ることがあります。
⚠特別勘定における資産運用の結果が契約者の期待通りでなかった場合でも、アクサ生命または第三者が契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。
→くわしくは「特別勘定のしおり」をご参照ください。

特別勘定名	アロケーション20(13)		
基本資産配分比率			
利用する投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(20／80)−3		
利用する投資信託の運用方針	●当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券、わが国の国庫短期証券等の国債および政府保証付債券(短期国債等)、金融派生商品(デリバティブ)等を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 ●各資産への実質的な資産配分は、信託財産の純資産総額に対して上記の比率を基本とし、一定の規律にしたがいリバランスを行います。 ●各マザーファンドは下記のベンチマークに連動した投資成果を目指します。 ●実質的な外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 →くわしくは「特別勘定のしおり」をご参照ください。		
利用する投資信託の各マザーファンドとベンチマーク		マザーファンド	ベンチマーク
	日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	バークレイズ日本10年国債先物インデックス
	日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX(東証株価指数、配当込み)
	米国株式(米ドル・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数(円ベース)
	欧州株式(ユーロ・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ユーロ・ストックス50種インデックス(円ベース)
運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.1728%程度(税抜:0.16%程度) →くわしくはP18、19をご参照ください。		
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社		

※リバランスとは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。
※特別勘定の運用対象、運用方針および委託会社等の運用協力会社は、法令等の改正または効率的な資産運用が困難になる等の理由により、変更されることがあります。なお、委託会社等の運用協力会社については、運用成績の悪化等、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。
※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

【ご参考⑤】 参考指数とポートフォリオの推移(契約初期費・保険関係費・運用関係費控除前、課税前)

⚠「新・生涯年金」では、特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じて株式や債券等に投資されます。このため、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も減少します。なお、本グラフは、下記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合のポートフォリオと、下記の参考指数の推移を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。

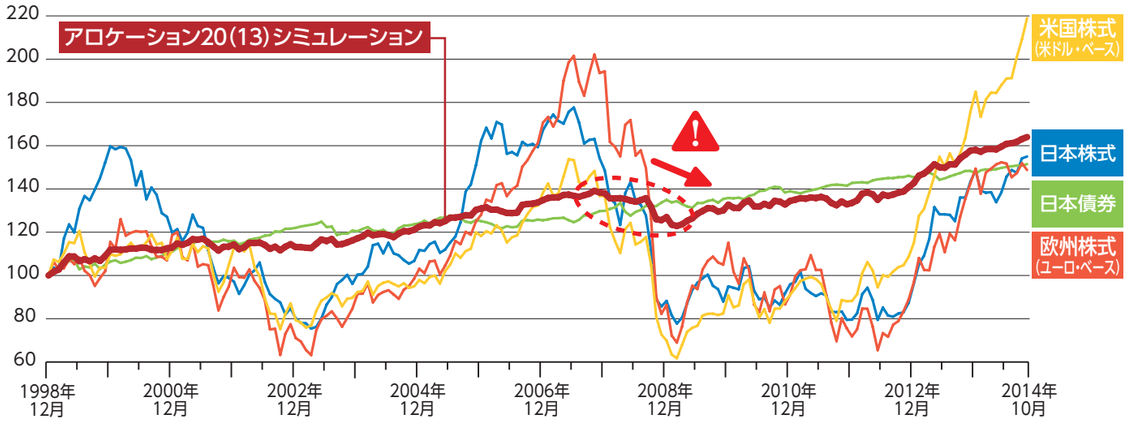

※1998年12月末日に100を投資した場合の各資産額の推移を示しています。
1.[算出前提条件]アロケーション20(13)シミュレーションは、基本資産配分で参考指数を保有したポートフォリオ(月次リバランス)で、投資に係る費用および税金等は一切考慮していません。
2.[参考指数]・日本債券:イボットソン・アソシエイツ・ジャパン日本長期国債先物理論価格指数(証拠金含む) ・日本株式:東証1部上場銘柄の時価総額加重投資収益率 ・米国株式(米ドル・ベース):S&P500種株価指数トータルリターン(円ベース) ・欧州株式(ユーロ・ベース):イボットソン・アソシエイツ・ジャパン・ユーロ・ストックス50指数トータルリターン(円ベース)
※データ対象期間:1998年12月末日〜2014年10月末日 ※データ出所:イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社
(Copyright ©2014 Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。)

◆契約時のお取り扱い

被保険者の契約年齢*1	50歳〜70歳	71歳〜75歳	76歳〜80歳
積立期間(運用期間)*2 <年単位>	1年〜40年 ※最長90歳まで	1年〜9年 ※最長80歳まで	1年
年金支払開始年齢	51歳〜90歳	72歳〜80歳	77歳〜81歳
基本保険金額(一時払保険料)	最低200万円／最高5億円／1万円単位 ※同一被保険者につき変額個人年金保険(13)で通算し、上記金額を限度とします。		
保険料払込方法	一時払のみ		
責任開始日	「被保険者告知日」または「アクサ生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日 ※この日より契約上の保障(責任)が開始されます。		
契約日	責任開始日 ※この日を基準として契約年齢や積立期間(運用期間)等を計算します。		
特別勘定繰入日	「アクサ生命が契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合には、翌営業日)」のいずれか遅い日 ※この日に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。		
クーリング・オフ制度	契約のお申込日、または一時払保険料充当金がアクサ生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。		
年金受取人	契約者または被保険者		
年金の種類	特別勘定終身年金		
年金支払期間	終身		
付加できる特約	年金支払特約	この特約により、死亡給付金額、死亡一時金額等を年金でお受け取りいただくことができます。 ※契約時は確定年金(年金支払期間：5・10・15・20年のいずれか)から選択可能。	
	指定代理請求特約	この特約により、年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難である場合等に、年金受取人に代わって契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。 ※指定代理請求人についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。	

*1 契約日における満年齢。契約者の年齢に制限はありません。
*2 契約後、積立期間(運用期間)の変更(年金支払開始日の変更)をすることはできません。

契 約 概 要

この商品のリスクについて

●「新・生涯年金」（変額個人年金保険（13）終身型）では、特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じ、株式や債券等に投資されます。したがって、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も減少します。外国株式等の外貨建て資産を投資対象としているものについては、為替変動の影響も受けます。そのため、運用実績によっては、契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、契約者が損失を被ることがあります。なお、特別勘定終身年金としてお受け取りいただく年金額には最低保証がありますが、「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には、最低保証はありません。

この商品の特徴としくみ

●最短で契約日の1年後から年金をお受け取りいただけます。
年金支払開始日以後も、特別勘定による運用を行い、年金支払開始日以後、被保険者が生存されている限り、一生涯にわたり年金をお受け取りいただけます。

⚠契約後、年金支払開始日を変更することはできません。
⚠特別勘定の積立金は年金のお支払いの際に年金額分減少します。

●毎年の年金額は、年金支払日における受取総額保証金額に算出率（3.0%）を乗じた金額となります。

●年金支払開始日以前の所定の期間中、毎年の契約応当日に受取総額保証金額が基本保険金額に対して年1.5%（単利）増加します（ロールアップ保証金額）。

●積立期間（運用期間）中、毎年の契約応当日に受取総額保証金額がさらに増加する可能性があります（ラチェット保証金額）。

●年金支払開始日後の運用が好調で、毎年の年金支払日前日において「年金支払日前日の積立金額+既払年金累計金額」がそれまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として、年金支払日から適用します。

⚠年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降、特別勘定での運用は行わないため、その後の受取総額保証金額の見直しはありません。

⚠受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。積立期間（運用期間）中に契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

＊1 ロールアップ保証金額

●積立期間（運用期間）中の運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日に、基本保険金額に対して年1.5%（単利）増加します。
●契約時におけるロールアップ保証金額は、基本保険金額（一時払保険料）と同額です。
※ロールアップ保証金額が増加する期間は、次のうちいずれか短い期間となります。
・年金支払開始日までの期間
・被保険者の契約年齢に応じて定まる次表の期間

被保険者の契約年齢	50歳～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳～80歳
ロールアップ保証金額が増加する最長期間	10年	9年	8年	7年	6年	5年	1年

※一部解約を行った場合には、ロールアップ保証金額も一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額と同一割合で減額されます。

＊2 ラチェット保証金額

●積立期間（運用期間）中の毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額を適用します。
●契約時におけるラチェット保証金額は、基本保険金額（一時払保険料）と同額です。
●ラチェット保証金額は、毎年の契約応当日に1円単位で見直され、上昇に上限はありません。
※一部解約を行った場合には、ラチェット保証金額も一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額と同一割合で減額されます。

＊3 受取総額保証金額

●年金額の算出の基準となる金額です。
●年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者が亡くなられた場合の「死亡一時金額」との合計金額の最低保証金額のことをいいます。
●年金支払開始日における受取総額保証金額は、年金支払開始日の前日における積立金額、年金支払開始日の前日におけるラチェット保証金額、年金支払開始日におけるロールアップ保証金額のうち最も大きい金額となります。
●年金支払開始日後に受取総額保証金額が見直され、増加する可能性があります。
※受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。
※受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。

●イメージ図●（積立期間（運用期間）10年の場合）

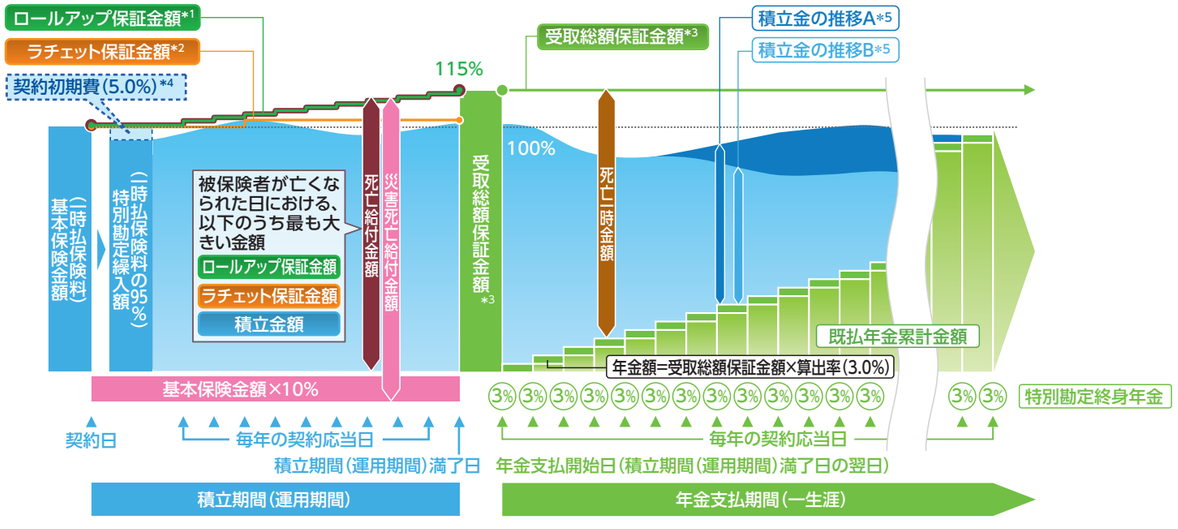

●イメージ図●（積立期間（運用期間）1年の場合）

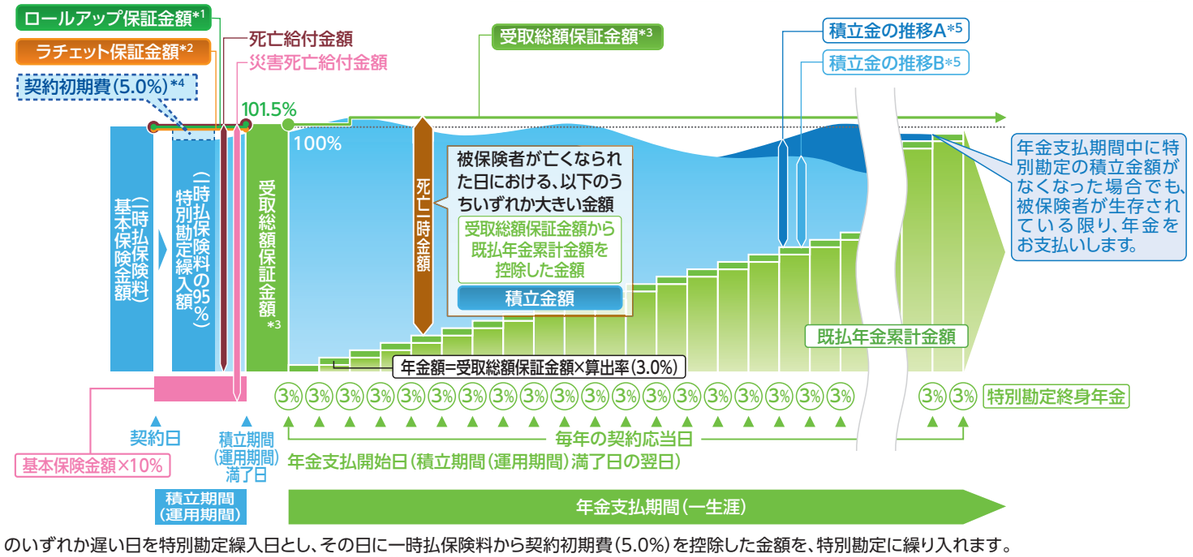

＊4 「アクサ生命が、契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目（アクサ生命の休業日にあたる場合には翌営業日）」のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日に一時払保険料から契約初期費（5.0%）を控除した金額を、特別勘定に繰り入れます。
＊5 特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じ、株式や債券等に投資され、変動します。したがって、特別勘定資産の運用実績によって、積立金の推移が例A・Bのように異なり、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、例Bのように積立金も減少します。
※契約日から1年以上経過後（積立期間（運用期間）中）に、特別勘定による運用を行わない据置期間付年金へ移行することもできます。据置期間付年金への移行についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、毎年の年金額等を保証・予測するものではありません。

保障内容について

特別勘定終身年金をお受け取りいただく場合は次の通りです。

支払金	支払事由	支払金額	受取人
特別勘定終身年金	被保険者が、年金支払日に生存されているとき。	年金支払日における受取総額保証金額に算出率(3.0%)を乗じた金額	年金受取人

※年金のお支払いの際には、年金支払日の前日における積立金額から年金額と同額の積立金額を控除します。

受取総額保証金額とは、年金支払開始日以後において年金額の算出の基準となる金額です。

年金支払開始日における受取総額保証金額	次のうち最も大きい金額となります。 • 年金支払開始日の前日における積立金額 • 年金支払開始日の前日におけるラチェット保証金額 • 年金支払開始日におけるロールアップ保証金額
年金支払開始日後における受取総額保証金額	毎年の年金支払日に、次のうちいずれか大きい金額を新たな受取総額保証金額として、その日から適用します。 • 年金支払日の前日における積立金額に、当該年金支払日以前の年金支払日に年金額相当額として積立金額から控除した額の累計金額を加えた額 • 年金支払日の前日における受取総額保証金額

被保険者が亡くなられた場合の保障内容は次の通りです。

支払金	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に亡くなられたとき。 ただし、災害死亡給付金の支払事由に該当しない場合に限ります。	被保険者が亡くなられた日における ①積立金額 ②ラチェット保証金額 ③ロールアップ保証金額 のうち最も大きい金額	死亡給付金受取人
災害死亡給付金	被保険者が、次のいずれかを直接の原因として、年金支払開始日前に亡くなられたとき。 ①責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故(ただし、その事故の日から起算して180日以内に亡くなられたときに限ります) ②責任開始期以後に発病した所定の感染症	被保険者が亡くなられた日における死亡給付金額と基本保険金額の10%の合計額	
死亡一時金	被保険者が年金支払開始日以後に亡くなられたとき。 ただし、右記①②の金額がいずれもゼロとなるときはお支払いしません。	被保険者が亡くなられた日における ①受取総額保証金額から被保険者の死亡時までの既払年金累計金額を控除した額 ②積立金額 のうちいずれか大きい金額	年金受取人

※被保険者が責任開始期から特別勘定繰入日の前日までの間に亡くなられた場合の死亡給付金支払額は、被保険者が亡くなられた日の基本保険金額とします。

●積立金額がなくなった場合でも、年金支払開始日前に被保険者が亡くなられたときは所定の死亡給付金または災害死亡給付金をお支払いし、また、年金支払開始日以後、被保険者が生存しているときは所定の年金を、被保険者が亡くなられたときは所定の死亡一時金をお支払いします。

契約時のお取り扱いについて

被保険者の契約年齢(契約日における満年齢)	50歳～70歳	71歳～75歳	76歳～80歳
積立期間(運用期間)〈年単位〉*	1年～40年 ※最長90歳まで	1年～9年 ※最長80歳まで	1年
年金支払開始年齢	51歳～90歳	72歳～80歳	77歳～81歳
基本保険金額(一時払保険料)	最低200万円／最高5億円／1万円単位 ※同一被保険者につき変額個人年金保険(13)で通算し、上記金額を限度とします。		
保険料払込方法	一時払のみ 一時払保険料の払込方法は「アクサ生命が指定する銀行口座へのお振り込み」となります。		
年金支払期間	終身		
年金の種類	特別勘定終身年金		

*契約後、年金支払開始日を変更することはできません。

●一時払保険料(基本保険金額)・積立期間(運用期間)等、具体的な契約の内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にて、契約内容を必ずご確認ください。

付加できる特約として、「年金支払特約」「指定代理請求特約」があります。

●「年金支払特約」を付加することにより、死亡給付金(災害死亡給付金を含みます)または死亡一時金を、一時金に代えて年金でお受け取りいただくことができます(年金額は年金基金設定時における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算した金額となります)。

●「指定代理請求特約」を付加することにより、年金受取人が年金を請求することができない所定の事情があるときに、あらかじめ契約者にご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

- 被保険者と年金受取人が同一の場合に限ります。
- 被保険者の同意が必要です。

「新・生涯年金」に契約者配当金はありません。

解約（一部解約を含みます）と解約払戻金について

契約者は、年金支払開始日前であれば、契約を解約（一部解約を含みます）することができます。

●解約について
- 解約払戻金額は、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日（解約日）における積立金額とし、解約日の翌日を、解約の効力発生日とします。
  ただし、解約日が特別勘定繰入日より前となる場合には、解約払戻金額は、解約日における基本保険金額*となります。
  *原則として一時払保険料と同額です。

●一部解約について
- 一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただきます。
- 契約の一部解約は、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日（一部解約日）の翌日から効力が生じます。
- 一部解約をした場合、一部解約日における積立金額から一部解約請求金額が控除され、基本保険金額、ラチェット保証金額、ロールアップ保証金額も、一部解約前と後との積立金額と同一割合で減額されます。
- 以下の場合、一部解約のお取り扱いはいたしません。

  - 一部解約請求金額が3万円未満となる場合
  - 一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合
  - 一部解約日の一部解約前の積立金額が、一部解約請求金額以下となる場合
  - 一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合

●解約払戻金額は、特別勘定資産の運用実績に基づいて変動します。そのためお受け取りになる解約払戻金額は、一時払保険料を下回る場合があります（解約払戻金額に最低保証はありません）。

年金の一括支払（積立金額の一括支払）と受取総額保証金額の減額について

年金受取人は、年金支払開始日以後、将来の年金のお受け取りに代えて積立金を一括でお受け取りになること、もしくは受取総額保証金額を減額することができます。

●年金の一括支払について
- 契約は年金の一括支払をしたときに消滅します。
- 払戻金額は、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日（年金の一括支払日）における積立金額とし、年金の一括支払日の翌日を、年金の一括支払の効力発生日とします。

●受取総額保証金額の減額について
- 減額後の受取総額保証金額をご指定いただきます。
- 受取総額保証金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、減額分に対応する払戻金をお支払いします。
- 受取総額保証金額の減額は、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日の翌日から効力が生じます。
- 将来の年金額、および死亡一時金額は、減額後の受取総額保証金額をもとに計算します。また、減額後の死亡一時金額を計算する場合、減額前の既払年金累計金額は、減額前と後との受取総額保証金額と同一割合で減額したものとします。

  - 減額後の受取総額保証金額が50万円を下回る場合、減額はお取り扱いできません。

●受取総額保証金額は、年金額等を計算する際に用いられる金額であり、年金のお受け取りに代えて一括でお受け取りいただく金額ではありません。そのため、払戻金額は受取総額保証金額を下回る場合があります。
●年金の一括支払による払戻金額は、特別勘定資産の運用実績に基づいて変動します。そのためお受け取りになる払戻金額は、一時払保険料を下回る場合があります（払戻金額に最低保証はありません）。

年金の種類の変更について

●積立期間（運用期間）中または年金支払期間中に、アクサ生命の承諾を得て一般勘定で運用する次の年金の種類に変更できます。

年金の種類	年金支払期間
確定年金 ※積立期間（運用期間）中のみご選択いただけます。	5年～20年（1年きざみ）
保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金	終身（保証期間5年・10年・15年・20年のいずれか）
一時金付終身年金	終身

<積立期間（運用期間）中に変更する場合>
- 契約者は、年金支払開始日前にご案内する書面にて、一般勘定で運用する年金に変更することができます。
- 年金額は、年金支払開始日前日における積立金額をもとに年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算した金額となります。

<年金支払期間中に変更する場合>
- 年金受取人は、年金支払開始日以後に、一般勘定で運用する年金の種類に変更することができます。
- 年金額は、特別勘定終身年金の一括支払金額*をもとに変更後の年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算した金額となります。
  *完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日の積立金額

  - 保証期間付終身年金、保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間満了時ならびに確定年金の支払期間満了時の年齢は、105歳以下となります。
  - 年金支払開始日の被保険者の年齢が90歳となる契約応当日を超えない範囲でのお取り扱いとなります。
  - 年金額が10万円未満となる場合には、年金払のお取り扱いはできません。
  - 年金額が3,000万円（アクサ生命所定の保険種類・特約と通算した額）を超える場合には、3,000万円を超える部分については、年金支払開始日に一時金で年金受取人にお支払いします。

●一般勘定で運用する年金に変更した場合、年金受取総額の最低保証はなくなります。

特別勘定に属する資産の種類、運用方針、主なリスクについて ［2014年12月現在］

●特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスク等があり、契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。
●特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクは契約者に帰属し、契約者が損失を被ることがあります。
●特別勘定における資産運用の結果が契約者の期待通りでなかった場合でも、アクサ生命または第三者が契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

特別勘定名	アロケーション20（13）
基本資産配分比率	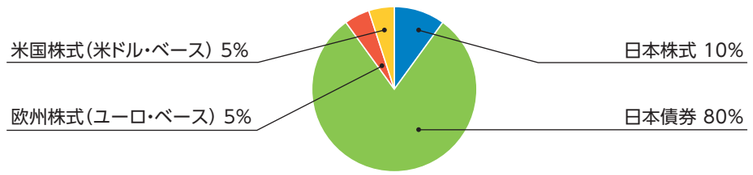
利用する投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス（20／80）−3
利用する投資信託の運用方針	●当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券、わが国の国庫短期証券等の国債および政府保証付債券（短期国債等）、金融派生商品（デリバティブ）等を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 ●各資産への実質的な資産配分は、信託財産の純資産総額に対して上記の比率を基本とし、一定の規律にしたがいリバランスを行います。 ●各マザーファンドは下記のベンチマークに連動した投資成果を目指します。 ●実質的な外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
利用する投資信託の各マザーファンドとベンチマーク	

	マザーファンド	ベンチマーク
日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	バークレイズ 日本10年国債先物インデックス
日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX（東証株価指数、配当込み）
米国株式（米ドル・ベース）	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数（円ベース）
欧州株式（ユーロ・ベース）	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ユーロ・ストックス50種インデックス（円ベース）

運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.1728%程度（税抜:0.16%程度）
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社

※リバランスとは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。
※特別勘定の運用対象、運用方針および委託会社等の運用協力会社は、法令等の改正または効率的な資産運用が困難になる等の理由により、変更されることがあります。なお、委託会社等の運用協力会社については、運用成績の悪化等、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。
※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

【利用する投資信託が有する主なリスク】

資産配分リスク	資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。当ファンドでは、国内外の株式や公社債およびそれらの先物等に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、当ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。
株価変動リスク	一般に株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動します。マザーファンドおよび当ファンドが組入れる株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
金利変動リスク	一般に債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。
信用リスク	金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。
カントリー・リスク	金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。
流動性リスク	金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合等には、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。
為替リスク	実質的な外貨建て資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により、当ファンドの基準価額が影響を受けます。
派生商品取引のリスク	先物取引等の派生商品による運用は、派生商品と原資産との間で相関性が低下し、本来の目的を達することができなくなることがあります。また、派生商品取引は、効率的運用を行う目的で用いられますが、実際の価格の動きが予想されたものと異なった場合には、損失が発生し、基準価額が変動するリスクがあります。

特別勘定グループについて

●この契約の特別勘定グループには、1つの特別勘定を設けております。
●変額個人年金保険（13）終身型では、販売窓口（代理店）ごとに異なる特別勘定グループが設定されることがあります。
●契約者は、他の特別勘定グループの特別勘定へは、保険料の繰入をすることはできません。

特別勘定資産の評価方法について

●特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
●特別勘定資産の評価方法は、次の通りとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。

①有価証券、その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取り扱いが適当とされる資産については、時価評価するものとします。
②①以外の資産については、原価法によるものとします。
③デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務は時価評価するものとし、その評価差額は損益に計上するものとします。
④外貨建て資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。

●資産運用に関する事項は概要を示しています。資産運用に関する事項、主なリスク等の詳細については**「特別勘定のしおり」**に記載していますのでご確認ください。

諸費用について

●この保険の費用の詳細についてはP19「注意喚起情報 諸費用について」をご覧ください。

注意喚起情報

諸費用について

●「新・生涯年金」では、「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額をご負担いただきます。
●一般勘定で運用する年金をご選択の場合、ほかに「年金管理費」をご負担いただきます。

契約時

項目		費用	ご負担いただく時期
契約初期費	契約の締結等に必要な費用	一時払保険料に対して5.0%	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

積立期間（運用期間）中および年金支払期間中

項目		費用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、契約の維持等に必要な費用	特別勘定の積立金額に対して年率2.95%	積立金額に対して左記割合（率）を乗じた金額の1／365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して年率0.1728%程度（税抜:0.16%程度）＊1	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合（率）を乗じた金額の1／365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

＊1 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬のほか、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の運用対象の変更・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中

●一般勘定で運用する年金とは、確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金・一時金付終身年金を意味します（年金支払特約等によりお受け取りいただく年金を含みます）。

項目		費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%＊2	年金支払日に責任準備金から控除します。

＊2 年金管理費は、将来変更される可能性があります。

この商品のリスクについて

●「新・生涯年金」（変額個人年金保険（13）終身型）では、特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じ、株式や債券等に投資されます。したがって、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も減少します。外国株式等の外貨建て資産を投資対象としているものについては、為替変動の影響も受けます。そのため、運用実績によっては、契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、契約者が損失を被ることがあります。なお、特別勘定終身年金としてお受け取りいただく年金額には最低保証がありますが、「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には、最低保証はありません。

引受保険会社の名称および住所・連絡先等について

●名称　アクサ生命保険株式会社
●本社所在地　〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
●連絡先　アクサ生命カスタマーサービスセンター　TEL 0120-933-399
受付時間：月～金：9:00～19:00　土：9:00～17:00（日・祝日および12/31～1/3を除く）
ホームページアドレス　http://www.axa.co.jp/

「新・生涯年金」は生命保険商品です。

●「新・生涯年金」は、アクサ生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
●「新・生涯年金」は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除）の対象となります。

ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）ができます。

●生命保険は長期にわたる契約です。契約に際しては十分にご検討いただきますようお願いします。

●申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）は、契約の申込日または一時払保険料充当金がアクサ生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。この場合、利息はおつけしません。

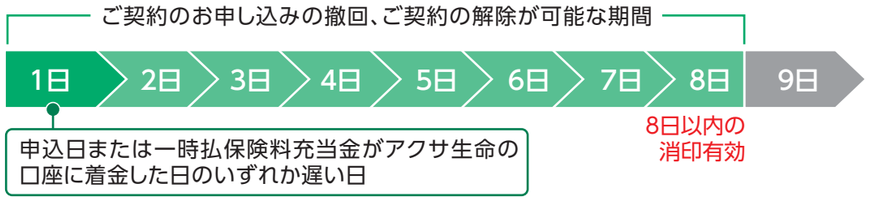

●お申し込みの撤回等があった場合、アクサ生命より損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求することはありません。

●お申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。必ず郵便により上記の期間内にアクサ生命の本社あてに発信してください。
- お申し込みの撤回等の書面の発信時に保険金、給付金等の支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金、給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

●契約の内容変更（特約中途付加等）の場合には、内容変更のお申し込みの撤回等はできません。

《クーリング・オフ（お申し込みの撤回等）のお申し出の方法》

お申し込みの撤回等をされる場合、下記の事項をご記入のうえ*1、書面（お客さまの個人情報保護のため封書）にて、アクサ生命の本社あてにお申し出ください。

①申込者等の住所・氏名・押印*2
②被保険者の氏名
③申込書の事務番号
④一時払保険料
⑤取扱代理店名
⑥振込口座*3
（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人）
⑦お申し込みの撤回等の申出日
⑧お申し込みの撤回等をする旨の文言

*1 必ず申込者または契約者本人がご記入ください。
*2 申込書兼告知書に押印された契約者印と同一印での押印をお願いします。
*3 振込口座は契約者の本人口座に限ります。

《書面（封書）の送付先》
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
アクサ生命保険株式会社
フィナンシャルカスタマーサポート部
新契約業務グループ 行

（お申し込みの撤回等のお申し出の記入例）

アクサ生命保険株式会社

私は契約の申し込みの撤回を行います。

契約者	○○○○
被保険者	△△△△
申込書の事務番号	A012345678
一時払保険料	○○,○○○,○○○円
取扱代理店	□□□□
振込口座	××銀行××支店 普通9876543 ○○○○

平成○年○月○日
住所　東京都港区○○○1-2-3
氏名　○○○○ 印

ご職業については、ありのままを告知してください。（告知義務）

●告知義務について
- 被保険者や契約者にはご職業について告知をしていただく義務があります。契約にあたっては、アクサ生命が所定の書面（告知書）にて告知を求めた事項（告知事項）について、事実をありのまま正確にもれなくご記入ください。

●保険販売資格をもつ募集人（代理店を含みます）に口頭でお話しされても告知していただいたことになりません。
- アクサ生命所定の「告知書」にご記入されたことが告知となります。

●告知内容等について確認させていただく場合
- アクサ生命の担当社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、給付金等のご請求の際、契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

●告知の内容によっては、契約をお断りする場合があります。

●告知が事実と相違する場合
- 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」として契約を解除することがあります。責任開始の日から2年を経過していても、給付金の支払事由が責任開始の日から2年以内に発生していた場合には、契約を解除することがあります。
- 契約を解除した場合には、たとえ給付金の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約払戻金があれば契約者にお支払いします。

責任開始期・契約日等について

●責任開始期について
- 契約のお申し込みを承諾した場合には、アクサ生命は、一時払保険料相当額を受け取ったとき*1から契約上の責任（保障）を開始します。

  *1 告知の前に受け取ったときは告知のとき
- 一時払保険料相当額のお払込方法が金融機関口座への送金に限定されておりますので、原則としてアクサ生命より領収証の発行は行いません。

●契約日について
- アクサ生命が契約上の責任を開始する日が契約日となります。保険期間の計算は、この日を基準として行います。

●特別勘定繰入日について
- アクサ生命が契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目*2のいずれか遅い日に一時払保険料から契約初期費（5.0%）を控除した金額が特別勘定へ繰り入れられます。

  *2 アクサ生命の休業日にあたる場合は、翌営業日

●保険販売資格をもつ募集人について
- 募集代理店（三菱東京UFJ銀行）または募集代理店（三菱東京UFJ銀行）の取扱担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者（保険媒介者）で、保険契約締結の代理権はありません。契約は、お客さまからの契約のお申し込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

年金または給付金等のお支払いに関するお手続きについて

●お客さまからのご請求に応じて、年金または給付金等のお支払いを行う必要がありますので、年金または給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにアクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

●支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金または給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

●年金または給付金等の支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の年金または給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

●アクサ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずアクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

●指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が年金受取人となる年金について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます（くわしくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください）。
指定代理請求人を指定された場合は、指定代理請求人に対し、支払事由、および代理請求できる旨をお伝えください。

次のいずれかの場合、死亡給付金等のお支払いはいたしません。

●死亡給付金等について
- 死亡給付金等の免責事由に該当した場合（例:責任開始の日から2年以内における被保険者の自殺、死亡給付金受取人等の故意または重大な過失による支払事由該当等）
- 契約が告知義務違反により解除となった場合
- 死亡給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者、年金受取人（後継年金受取人を含みます）または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により契約が解除された場合
- 契約が詐欺により取り消しとなった場合や、死亡給付金等の不法取得目的があって契約が無効になった場合
- 責任開始期前に発病した所定の感染症や、責任開始期前に発生した不慮の事故を原因とする場合（災害死亡給付金はお支払いいたしません）
- 責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日経過後に死亡された場合（災害死亡給付金はお支払いいたしません）

●死亡一時金について
- 死亡一時金の免責事由に該当した場合（責任開始の日から2年以内における被保険者の自殺、年金受取人の故意による支払事由該当）
- 契約が詐欺により取り消しとなった場合や、年金または死亡一時金の不法取得目的があって契約が無効になった場合
- 契約者、被保険者、年金受取人（後継年金受取人を含みます）または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により契約が解除された場合

解約または年金の一括支払（積立金額の一括支払）をされる場合には、以下の事項にご留意ください。

●解約払戻金額は特別勘定資産の運用実績によって変動しますので、一時払保険料を下回る場合があります（解約払戻金額に最低保証はありません）。

●受取総額保証金額は、年金額等を計算する際に用いられる金額であり、年金のお受け取りに代えて一括でお受け取りいただく金額ではありません。そのため、払戻金額は受取総額保証金額を下回る場合があります。

●解約または年金の一括支払の詳細についてはP15「契約概要　解約（一部解約を含みます）と解約払戻金について」「契約概要　年金の一括支払（積立金額の一括支払）と受取総額保証金額の減額について」をご覧ください。

アクサ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。

●引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。
アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。
保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
（ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/）

「新・生涯年金」に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/）

●生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

現在契約中の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがあります。

●現在契約中の保険契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討される場合には、多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかしかないことがあります。

●新たにお申し込みの保険契約は、被保険者の告知内容等によっては、契約をお断りする場合があります。

●責任開始の日から2年以内の被保険者の自殺の場合、告知義務違反によって契約が解除された場合等、給付金等をお支払いできない場合があります。

●詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たな契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

●現在契約中の変額年金保険を解約された場合、解約払戻金額は、特別勘定資産の運用実績によって毎日変動しますので、運用実績によっては、解約払戻金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

●変額年金保険を解約された場合、解約払戻金をお支払いし、保険契約は消滅しますので、以後の死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅します。また、年金原資の最低保証機能のついた契約の場合、年金原資の最低保証は消滅します。

●契約初期費、保険関係費や運用関係費等の契約者にご負担いただく諸費用は、保険会社や保険商品により違いがあります。

借り入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

●「新・生涯年金」は、解約や年金の一括支払をされる場合等には、解約払戻金額等が一時払保険料を下回ることがあります（解約払戻金額等に最低保証はありません）。

●金融機関等からの借入金を一時払保険料に充当した場合には、借入金の返済が困難になるおそれがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当することを前提としたお申し込みについてはお取り扱いいたしません。

特別勘定について

●「新・生涯年金」の特別勘定の詳細については、P17、18「特別勘定に属する資産の種類、運用方針、主なリスクについて」をご覧ください。

主な税務のお取り扱いについて

●記載の税務のお取り扱いは、平成26年12月現在の税制に基づいた一般的なお取り扱いをご案内しているものであり、実際のお取り扱いとは異なる場合があります。また、このお取り扱いは、将来変更される可能性があります。個別のお取り扱いについて、くわしくは、所轄の税務署等にご確認ください。税務のお取り扱いに関する事項については**「ご契約のしおり」**にも記載していますのでご覧ください。

契約時

●お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。
- 個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。
- 一時払であるため、契約初年度のみの適用となります。

積立期間(運用期間)中

●解約時、解約払戻金額が一時払保険料（必要経費）を上回り差益が発生した場合、所得税（一時所得）および住民税の課税対象となります。

●被保険者死亡時
- 死亡給付金（災害死亡給付金を含む）を一括でお受け取りいただく場合

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*1
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）、住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

- 死亡給付金（災害死亡給付金を含む）を遺族年金としてお受け取りいただく場合
  ただし被保険者がご存命中に「年金支払特約」を付加した場合に限ります。

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取開始時の課税の種類	年金受取時の課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*1*2	所得税（雑所得）*3、住民税*3
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税*2	

*1 相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」が適用されます。
*2 年金受給権の評価額について相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」が適用されます。
*3 年金受取開始時に、年金受給権が相続税または贈与税の課税対象となった場合、各年の年金が所得税・住民税の課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分の所得金額（課税部分の年金収入額−課税部分の支払保険料）にのみ所得税・住民税が課税されます（初年は全額非課税で、2年目以降、非課税部分が徐々に減少していきます）。

年金支払期間中

●特別勘定終身年金受取時は、所得税（雑所得）および住民税の課税対象となります。
※契約者と年金受取人が異なる場合には、年金支払開始時に、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります（相続税法第24条）。

●被保険者死亡時
- 死亡一時金を一括でお受け取りいただく場合

契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類
本人	本人	本人	相続税*1
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）、住民税

- 死亡一時金を遺族年金としてお受け取りいただく場合
  ただし被保険者がご存命中に「年金支払特約」を付加した場合に限ります。

契約者	被保険者	年金受取人	年金受取開始時の課税の種類	年金受取時の課税の種類
本人	本人	本人	相続税*1*2	所得税（雑所得）*3、住民税*3
本人	配偶者または子	本人	なし	

*1 相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」は適用されません。
*2 年金受給権の評価額について相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」が適用されます。
*3 年金受取開始時に、相続税の課税対象となった場合、各年の年金が所得税・住民税の課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分の所得金額（課税部分の年金収入額−課税部分の支払保険料）にのみ所得税・住民税が課税されます（初年は全額非課税で、2年目以降、非課税部分が徐々に減少していきます）。

※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの各年分の基準所得税額が、復興特別所得税の課税対象となります。

《その他重要なお知らせ》

●申込書のご記入について
申込書、告知書は重要な書類です。契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でご記入ください。また、ご記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名・押印をお願いします。

●保険証券のご確認について
契約をお引き受けいたしますと、保険証券等をお送りしますので、お申し込みいただいた内容と相違ないかよくお確かめください。また、保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですので、大切に保管してください。

●時効による請求権の消滅
年金または給付金等をご請求する権利は、3年間ご請求がない場合に消滅します。

●保険販売資格をもつ募集人の販売資格の確認について
「新・生涯年金」は、「変額保険販売資格」をもつ生命保険募集人（三菱東京UFJ銀行の担当者〈保険販売資格をもつ募集人〉）のみが募集することができます。
募集代理店（三菱東京UFJ銀行）または募集代理店（三菱東京UFJ銀行）の取扱担当者（保険販売資格をもつ募集人）の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
TEL 03-6757-0310 受付時間9:00〜17:00（土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

生命保険のお手続き・契約に関する相談・苦情窓口

●**生命保険のお手続きや契約に関する相談**
アクサ生命カスタマーサービスセンター
TEL 0120-933-399
受付時間：月〜金:9:00〜19:00　土:9:00〜17:00（日・祝日および12／31〜1／3を除く）

●**契約に関する苦情**
アクサ生命お客様相談グループ
TEL 0120-030-775
受付時間：9:00〜17:00（土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）